

エネルギーマネジメントシステム審査員の
資格基準に関する補足

CEMSAR AA 200

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年8月12日	制定

目次

1. 登録	1
1.1 エネルギー審査員の登録	1
1.2 登録の有効期間	1
1.3 登録の維持及び更新	1
2. 登録申請	1
3. 登録維持申請	1
4. 更新申請	2
5. 登録、登録維持又は更新申請書類の受付及び受理	2
6. 申請書類の評価及び通知	2
7. 登録証明書及び登録カードの交付	2
8. 登録の公表	2
9. 異議申立て及び苦情申立て	2
10. 用語	2
10.1 申請者	2
10.2 エネルギーマネジメントシステム審査員登録証明書	3
10.3 エネルギーマネジメントシステム審査員登録カード	3

エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準に関する補足

1. 登録

1.1 エネルギー審査員の登録

CEMSAR のエネルギー審査員であるためには、CEMSAR に、審査資格基準に適合した者として登録されていなければならない。

1.2 登録の有効期間

- (1) 登録の有効期間は、登録日若しくは更新日から 3 年とする。
- (2) 審査員資格基準 11 項の猶予期間における更新の場合には、もとの有効期間の終了日の翌日から 3 年とする。
- (3) 審査員資格基準 13 項の再登録の場合には、再登録日を登録日とする。
- (4) 審査員資格基準 11 項の猶予期間においては、登録は有効期間に準じて取り扱うものとする。

1.3 登録の維持及び更新

- (1) CEMSAR が審査員資格基準を変更し、必要な対応事項が生じた場合には、変更の公表以降の CEMSAR の設定する期間内に、該当事項に対して登録されたエネルギー審査員は、必要な対応を行い、その対応内容が CEMSAR の評価によって了承されなければならない。
- (2) 登録の維持を希望するエネルギー審査員は、1 年ごとに CEMSAR へ登録の維持の申請を行い、CEMSAR の評価によって了承されなければならない。
- (3) 登録の有効期限の更新を希望するエネルギー審査員は、CEMSAR へ更新の申請を行い、その申請内容が CEMSAR の評価によって了承されなければならない。

2. 登録申請

EnMS 審査員補、EnMS 審査員又は EnMS 主任審査員の資格について、初回登録申請は、下記の書類等の提出による。

- ① 申請書
- ② EnMS 審査員補、EnMS 審査員又は EnMS 主任審査員のそれぞれについて登録要件を満たすことを実証する書類
- ③ 申請料の払い込みの記録の写し

3. 登録維持申請

- (1) 毎年の登録の維持に関する通常の申請は、登録日又は更新日の当該年における対応日までに行うものとする。その期日を過ぎた場合で、審査員資格基準 11 項の猶予期間以内における申請は、当該猶予期間における申請として扱われるものとする。
- (2) 毎年の登録の維持に関する申請は、下記の書類等の提出による。
 - ① 申請書
 - ② EnMS 審査員補、EnMS 審査員、EnMS 主任審査員のそれぞれについて登録維持の要件とされる専門的能力の継続的開発 (CPD) 実績記録
 - ③ 登録維持料の払い込みの記録の写し
 - ④ 異議申立て及び苦情報告書

4. 更新申請

- (1) 有効期限の更新に関する通常の申請は、有効期限の 2 ヶ月前までに行うものとする。2 ヶ月を過ぎた場合で、審査員資格基準 11 項の猶予期間以内における申請は、当該猶予期間における申請として扱われるものとする。
- (2) 更新の申請は、下記の書類等の提出による。
 - ① 申請書
 - ② EnMS 審査員補、EnMS 審査員、EnMS 主任審査員のそれぞれについて更新要件を満たすことを実証する書類
 - ③ 申請料の払い込みの記録の写し
 - ④ 異議申立て及び苦情報告書

5. 登録、登録維持又は更新申請書類の受付及び受理

- (1) CEMSAR は、申請を郵送にて受付ける。申請資料が、書類の不備等の理由で受理できない場合、その旨を申請者に連絡する。
- (2) 登録及び更新の申請の場合においては、CEMSAR は、申請書類を受理した場合、受理番号を記した受理通知を申請者に発行する。

6. 申請書類の評価及び通知

- (1) 登録、登録維持又は更新の申請に対し、審査員資格基準に基づいて、それぞれに関する評価を行い、可否を判断する。
- (2) CEMSAR は、登録、登録維持又は更新の申請者に判定結果を書面で通知する。判定結果の如何に拘わらず申請料は返還しない。

7. 登録証明書及び登録カードの交付

CEMSAR は、登録又は更新を行ったエネルギーマネジメントシステム審査員に対し、エネルギーマネジメントシステム審査員登録証明書及びエネルギーマネジメントシステム審査員登録カードを交付する。

8. 登録の公表

CEMSAR は、本人の同意がある場合には、ホームページで当該審査員の登録を公表する。

9. 異議申立て及び苦情申立て

CEMSAR の決定に対する異議申立て、又は苦情申立ては、CEMSAR が別途定める規定に基づき、CEMSAR に対して書面で行われなければならない。

10. 用語

この手順で用いる主な用語は、審査員資格基準に定めるものを用いるほか、次による。

10.1 申請者

申請書によって、CEMSAR から審査員資格基準に適合していることの評価を受け、エネルギー

一審査員として登録される希望を表明し、かつ評価に必要な情報の提供への同意を表明した者で、当該申請書に必要事項が記載されたものを提出し、かつ所定の申請料を支払った者。

10.2 エネルギーマネジメントシステム審査員登録証明書

審査員が審査員資格基準に適合していることを示す証明書

10.3 エネルギーマネジメントシステム審査員登録カード（以下、「登録カード」という）。

審査員が携帯し、審査員資格基準に適合していることを利害関係者に提示することができるようにしたカード

付則

この補足は、2011年8月12日から適用する。